

# 山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン 改訂表

令和4年7月10日より施行

新 (第2版)	旧 (第1版)
<p>(追加事項)</p> <p>1. 全般的な対応について            (8)本ガイドラインで示す「マスク」は布マスク以外を示す。</p> <p>(改訂事項)</p> <p>3-1. 大会要項作成時の対応について(必須記載事項)            (2)参加者の参加見合わせ事項            ①大会及び講習会等7日前に感染及び濃厚接触者となった場合            ③過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合            (3)感染予防のアナウンス            ①マスクの着用を促す(選手自身の試合時を除く)            ※審判員は試合中も原則マスクを着用すること            (4)報告義務            大会終了後、1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会主催者に対し速やかに報告すること。            ※報告先:個人→大会等主催者→(公財)全日本空手道連盟</p> <p>(改訂事項)</p> <p>4. 大会前の対応について            (2)大会関係者へ大会7日前における以下の事項をチェックすることを義務付ける(提出の義務はないが、大会終了後、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合は当該者に提出を求める場合がある)。            ⑧過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</p>	<p>3-1. 大会要項作成時の対応について(必須記載事項)            (2)参加者の参加見合わせ事項            ①発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合            ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合            (3)感染予防のアナウンス            ①マスクの着用を促す(選手自身の試合時を除く)            (4)報告義務            大会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会主催者に対し速やかに報告すること。</p> <p>4. 大会前の対応について            (2)大会関係者へ大会14日前における以下の事項をチェックすることを義務付ける(提出の義務はないが、大会終了後、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合は当該者に提出を求める場合がある)。            ⑧過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</p>

新（第2版）

旧（第1版）

（改訂事項）

5. 大会当日の対応について

（2）受付時の対応

- ①受付場所での書面の記入や現金の授受等ではできない限り行わない
- ②受付スタッフはマスク、手袋を着用し、当日の受付混雑を避けるため、受付をできるだけ簡素化すること
- ③受付作業が1名につき数分要する可能性がある場合は、アクリル板等で遮蔽することとする

（7）その他

- ④入場時、受付スタッフはマスク、手袋を着用する

（改訂事項）

7. 審判員・補助員の対応について（形審判員）

- （1）マスク、手袋を着用する

（改訂事項）

8. 審判員・補助員の対応について（組手審判員）

- （1）マスク、手袋を着用する

（改訂事項）

12. 提出書類について

- （2）連絡先確認用紙兼健康管理チェックシート

「4. 大会前の対応について（2）」に記載の通り、提出の義務はないが別紙「連絡先確認用紙兼健康管理チェックシート」を使用し、大会及び講習会等開催7日前より記載することとする。

5. 大会当日の対応について

（2）受付時の対応

- ①人と人との対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽するか、若しくは受付スタッフはフェイスシールド、マスク、手袋を着用する
- ②受付場所での書面の記入や現金の授受等ではできない限り行わない
- ③当日の受付混雑を極力避けるため、受付を簡素化することにより努力する

（7）その他

- ④入場時、受付スタッフにはマスク、フェースシールド、手袋を着用する

7. 審判員・補助員の対応について（形審判員）

- （1）フェイスシールド、マスク、手袋を着用する（フェイスシールド、マスクは自身専用とし、各自準備する）

8. 審判員・補助員の対応について（組手審判員）

- （1）フェイスシールド、マスク、手袋を着用する（フェイスシールド、マスクは自身専用とし、各自準備する）

12. 提出書類について

- （2）連絡先確認用紙兼健康管理チェックシート

「4. 大会前の対応について（2）」に記載の通り、提出の義務はないが別紙「連絡先確認用紙兼健康管理チェックシート」を使用し、大会及び講習会等開催14日前より記載することとする。